

だいしん無担保住宅ローン

大垣西濃信用金庫
(令和5年6月21日現在)

1. 商品名	だいしん無担保住宅ローン ※職域サポート契約対象商品
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時年齢が満20歳以上70歳未満の方で完済時年齢が満80歳未満の方。 ・安定継続した収入がある方。 ・団体信用生命保険に原則加入できる方。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。
3. お使いみち	<p>申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>※①申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</p> <p>①不動産購入、新築、建替え、リフォーム(増改築、修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(但し、①と合わせた申込みで100万円以内とさせていただきます) ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入に限らせていただきます。 ※上記①にかかる住宅ローンの不足分を本商品で補う目的でのお申込みはできません。</p> <p>②申込人が①を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>③申込人が①を用途として自信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月約定返済で、3営業日以内の履行遅延が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>④空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含みます) ※④は申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります)も可</p> <p>⑤申込人が④を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと <p>《留意事項》</p> <p>①保証対象とならないもの 次のいずれかに該当するものは、無担保住宅ローンの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親(配偶者の親を含む)、子
4. ご融資金額	50万円以上 2,000万円以内(1万円単位) 但し、お使いみちが、「空き家解体費用」、「空き家解体費用ローンの借換え」の場合は、50万円以上500万円以内(1万円単位)となります。
5. ご利用期間	3ヵ月以上25年以内 但し、お使いみちが、「空き家解体費用」、「空き家解体費用ローンの借換え」の場合は、3ヵ月以上20年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型(当金庫住宅ローンプライムレート+1.00%) ・金利引下げプラン 最大5項目1.5%優遇。 ・職域優遇「職域サポート契約」締結事業所に勤務の経営者・従業員の方0.2%優遇。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご融資の利率は、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行います。 ・4月1日基準の融資利率は7月返済分から10月1日基準の融資利率は翌年1月返済分から適用されます。
7. ご返済方法	毎月元金均等または毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。 ご返済日は、毎月6、16、26日のいずれかの日を選択していただきます。

8. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
9. 保証料	保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 事務手数料	<p>事務手数料 33,000 円(税込)</p> <p>繰上げ返済手数料</p> <p>【変動金利・固定金利共通】</p> <p>一部繰上げ返済(金額条件なし)</p> <p>手数料 3,300 円</p> <p>全額繰上げ返済</p> <p>1,000 千円未満 5,500 円</p> <p>1,000 千円以上 10,000 千円未満 33,000 円</p> <p>10,000 千円以上 55,000 円</p> <p>(平成 31 年 4 月 1 日以降の実行分から適用)</p>
11. 団体信用生命保険	<p>・当金庫が契約している保険会社の団体信用生命保険に原則加入していただきます。</p> <p>・保険料は当金庫が負担いたします。</p> <p>(詳しくは当金庫の窓口担当者までお問い合わせください。)</p>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。</p> <p>大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地</p> <p>・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-47-7462 Eメール:compliance@ogakiseino-shinkinbank.jp</p> <p>・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他	<p>お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。</p>